平成２９年（再イ）第４０号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｉ棟1201号
再生債務者　ドリームエクスプレスこと　牧尾　憲治
1　決議に付する再生計画案　平成29年７月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年８月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年８月24日まで
平成29年８月３日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再イ）第２２号
神戸市中央区相生町５丁目10番21―1210号
再生債務者　加茂田重一
1　決議に付する再生計画案　平成29年８月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年８月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年８月25日まで
平成29年８月３日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２８年（再イ）第１１４号
北九州市八幡東区宮の町２丁目15番２号
再生債務者　池田　龍飛
1　決議に付する再生計画案　平成29年７月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年８月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年８月25日まで
平成29年８月４日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（再イ）第８号
秋田市寺内字三千刈459番地７　ピアネス三千刈101
再生債務者　伊藤　　壮
1　決議に付する再生計画案　平成29年８月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年８月31日まで
平成29年８月４日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１２号
秋田市河辺三内字外川原148番地３
再生債務者　鈴木八栄子
1　決議に付する再生計画案　平成29年７月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年８月31日まで
平成29年８月４日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２３号
広島市佐伯区五月が丘３丁目37番13号
再生債務者　髙橋　幸雄
1　決議に付する再生計画案　平成29年８月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年９月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年９月１日まで
平成29年８月４日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第２号
青森県八戸市白銀台７丁目７番地８
再生債務者　大舘　一教
1　決議に付する再生計画案　平成29年６月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年９月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年９月８日まで
平成29年８月４日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２４年（再イ）第１号
滋賀県東近江市五個荘金堂町890番地
再生債務者　食鮮館いしやこと　西村　彰展
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成24年12月７日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成29年８月２日　大津地方裁判所彦根支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第２４号
北九州市小倉北区上富野２丁目４番37号
再生債務者　吉田　泰男
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成29年８月２日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第７号
宮城県富谷市ひより台１丁目６番地17　フランボワーズ203
再生債務者　安藤としえ
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年８月31日まで
4　一般異議申述期間　平成29年９月14日から平成29年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再ロ）第３１号
大阪府豊中市上野東１丁目23番11号（営業所所在地）大阪府豊中市東豊中町６－１－11たかみビル１Ｆ
再生債務者　お好み焼き涼こと　水迫　　武
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年８月31日まで
4　一般異議申述期間　平成29年９月４日から平成29年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１号
群馬県前橋市天川大島町１丁目４番地31　セントラルハイツ　201号
再生債務者　長井　真理
1　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年９月１日まで
4　一般異議申述期間　平成29年９月15日から平成29年10月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第２号
鳥取県鳥取市美萩野５丁目1009番地７
再生債務者　大西　利恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年７月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月３日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第９号
大阪府大阪市平野区加美北３丁目６番41―506号
再生債務者　白石　裕美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年７月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月３日　　松山地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第２号
埼玉県加須市志多見1119番地２　サンフォレスタ202
再生債務者　小池　初司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年８月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年８月４日
さいたま地方裁判所第３民事部

厚生年金基金変更公告

大阪機械工具商厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第116条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。
１．新事務所の所在地　大阪府大阪市西区新町３丁目７番15号新町ビルディング307
２．旧事務所の所在地　大阪府大阪市西区立売堀１丁目14番20号アニックスビル901
３．変更年月日　平成29年８月１日
平成 29 年８月 15 日
大阪機械工具商厚生年金基金